

第百八十六回国
参議院内閣委員会会議録第二十一号

平成二十六年六月十日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月五日

辞任

古賀友一郎君

補欠選任

古川 俊治君

六月六日

辞任

北村 経夫君

補欠選任

山谷えり子君

古川 俊治君

世耕 弘成君

六月九日

辞任

山崎 力君

補欠選任

石田 昌宏君

出席者は左のとおり。

委員長

水岡 俊一君

理事

上月 良祐君

松下 新平君

芝 博一君

山下 芳生君

委員

石田 昌宏君

岡田 広君

鴻池 祥肇君

山東 昭子君

世耕 弘成君

福岡 資麿君

山谷えり子君

大野 元裕君

神本美恵子君

蓮 舫君

秋野 公造君

江口 克彦君

国務大臣

国務大臣
(内閣府特命担当大臣(科学技術政策))

浜田 和幸君

山本 太郎君

副大臣

内閣府副大臣

後藤田正純君

大臣政務官

内閣府大臣政務官

亀岡 偉民君

事務局側

常任委員会専門員

藤田 昌三君

本日の会議に付した案件

○原子力委員会設置法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(水岡俊一君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、古賀友一郎君、北村経夫君及び山崎力君が委員を辞任され、その補欠として世耕弘成君、山谷えり子君及び石田昌宏君が選任されました。

○委員長(水岡俊一君) 原子力委員会設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。山本内閣府特命担当大臣。

○国務大臣(山本一太君) ただいま議題となりました原子力委員会設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

原子力委員会は、昭和三十一年に設立して以降、時代に応じてその役割が見直されてまいりましたが、東京電力福島第一原子力発電所事故等による原子力をめぐる環境変化等を踏まえ、その役割について抜本的な見直しが必要となっておりま

す。この法律案は、このような観点から、原子力委員会の所掌事務について、原子力の平和利用や放射性廃棄物の処理・処分等、原子力利用に関する政策の重要事項に重点化することとし、形骸化している事務を廃止・縮小する等の所要の措置を講ずるものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、原子力委員会の所掌事務から、関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積り及び配分計画に関する事務、核燃料物質及び原子炉に関する規制に関する事務、原子力利用に関する試験及び研究の助成に関する事務、原子力利用に関する研究者及び技術者の養成及び訓練に関する事務、原子力利用に関する統計の作成に関する事務を削除するとともに、原子力委員会の所掌事務として、法律に基づき原子力委員会に属せられた事務を追加します。

第二に、原子力委員会は、委員長及び委員二人をもって組織するとともに、委員のうち一人は、非常勤とすることができるとします。

第三に、原子力委員会は、委員長及び委員一人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができないものとするとともに、委員会の議事は、出席した委員長及び委員のうち、二人以上の賛成をもってこれを決するものとします。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとしております。また、この法律の施行

行の日の前日において原子力委員会の委員長及び委員である者の任期は、原子力委員会設置法第六條第一項の規定にかかわらず、その日に満了するものとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(水岡俊一君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十二時二分散会

六月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、特定秘密保護法廃止に関する請願(第一八五五号)

一、基本的人権の侵害は許さずレッド・パージ犠牲者の名誉回復と国家賠償を行うことに関する請願(第一八六九号)

一、特定秘密保護法の撤廃に関する請願(第一九五六号)

一、特定秘密保護法廃止に関する請願(第一九五七号)

第一八五五号 平成二十六年五月二十六日受理

特定秘密保護法廃止に関する請願

請願者 神戸市 徐昌教 外二百七名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一五三六号と同じである。

第一八六九号 平成二十六年五月二十七日受理

基本的人権の侵害は許さずレッド・パージ犠牲者の名誉回復と国家賠償を行うことに関する請願

請願者 長崎県大村市 竹尾一夫 外四十

九名

紹介議員 糸数 慶子君

一九四九年から一九五〇年にかけてアメリカ占領軍の指揮の下、日本政府と財界が加担し、日本共産党員と支持者や労働組合活動家を企業の破壊者などの烙印を押して、強権的に職場から追放した。レッド・パージの結果、犠牲者とその家族は計り知れない損害を被り、自ら命を絶った人さえいる。また、国民生活の向上、自主的な経済復興、民主主義の確立などを要求する労働運動、民主的運動は大打撃を受けた。しかし日本政府や財界は、重大な責任を認めて犠牲者に謝罪も何らの救済も行っていない。これが今日、職場で思想差別が続いている根底となっている。こうした中で日本弁護士連合会(日弁連)が、レッド・パージは憲法やポツダム宣言などを踏みにじった人権侵害行為であると断じ、犠牲者の名誉回復と補償を含む救済措置を求めて勧告(二〇〇八年一〇月)したことは画期的な意義を持っている。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、国は、レッド・パージが憲法やポツダム宣言などをじゅうりんした無法・不当な弾圧であったことを認め、犠牲者に謝罪すること。

二、国は、日弁連の勧告に従い、レッド・パージ犠牲者への名誉回復と国家賠償を速やかに行うよう特別法を制定すること。

第一九五六号 平成二十六年五月二十九日受理

特定秘密保護法の撤廃に関する請願

請願者 千葉県茂原市 平賀節子 外百五

十三名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九五七号 平成二十六年五月二十九日受理
特定秘密保護法廃止に関する請願

請願者 京都府長岡京市 久保佐世 外九

年六月、一人は三年とする。

十五名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一五三六号と同じである。

六月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、原子力委員会設置法の一部を改正する法律案

原子力委員会設置法の一部を改正する法律案
原子力委員会設置法(昭和三十年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。
第二条第三号から第六号までを削り、同条第七号中「統計の作成」を削り、同号を同条第三号とし、同条第八号中「前各号」を「前三号」に改め、「ほか」の下に「法律(法律に基づく命令を含む)」に基づき委員会に属させられた事務その他」を加え、同号を同条第四号とする。

第三条第一項中「四人」を「二人」に改め、同条第二項中「二人」を「一人」に改める。
第八条第二項中「二人」を「一人」に改め、同条第三項を次のように改める。

三 委員会の議事は、出席した委員長及び委員のうち、二人以上の賛成をもつてこれを決する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の日の前日において原子力委員会の委員長及び委員である者の任期は、原子力委員会設置法第六条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

3 この法律の施行後最初に任命される原子力委員会の委員の任期は、原子力委員会設置法第六条第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、二人のうち、一人は一